

令和6年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針

山口県

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等※からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

※障害福祉サービス事業所、障害者雇用促進法の特例子会社、在宅障害者等

2 障害者就労施設等からの物品等の調達目標

県が調達する障害者就労施設等から物品等（事務用品、記念品、印刷、清掃・草刈りなど）の目標額を次のとおりとする。

調達目標額 22,000千円

3 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達が円滑に進むよう、次の取組を行う。

(1) 調達に必要な情報の提供

障害者支援課は、共同受注窓口と連携し、各部局へ各障害者就労施設等が提供できる物品等の情報を提供する。

(2) 障害者就労施設等の受注機会拡大のための措置

○障害者就労施設等への発注に努めるとともに、障害者就労施設等の提供能力に合わせ、納期、納入条件等について適切な配慮を行う。

○物品等の発注に当たっては、共同受注窓口による障害者就労施設等との受注調整機能を積極的に活用する。

(3) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

(4) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者支援課は、障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

4 調達実績の公表の方法

本方針に基づく物品等の調達実績については、今年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、県ホームページで公表する。